

# 横浜市立桂小学校 P T A 規約

総 則

細 則

規 定

## 横浜市立桂小学校 P T A

\*改正時は差し替えページのみ配布しますので各自で差し替えをお願いします。卒業時まで大切に保管ください。

2022 年 4 月 18 日改定 2022 年 4 月発行

# 横浜市立桂小学校 PTA 規約

## 総則

### 第1章 名称

第1条 私たちの会は、横浜市立桂小学校 PTA と称し、事務局を桂小学校内におく（以下「本会」という）。

### 第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し合い、学校・家庭・地域において、子どもたちの健全な成長をはかることを目的とする。

### 第3章 方針

第3条 本会は、次の方針に従う。

1. 教育を本旨とする民主的・自主的団体であり、他のいかなる団体の干渉も受けない。
2. 特定の政党や宗教の支持、営利を目的とする活動をしない。
3. 子どもたちの生活、教育、校外環境をよりよくするために、関係諸機関および地域と協力する。
4. 学校の人事や管理には干渉しない。

### 第4章 活動

第4条 本会は、次の活動をする。

1. 子どもたちの生活、教育、校外環境をよりよくするための活動
2. 会員相互の理解を深め成長し合う活動

### 第5章 会員

第5条 本会の会員は、桂小学校に在籍する児童の保護者および同校に勤務する教職員とする。

第6条 本会の会員は、目標達成に向け、積極的に本会の活動に協力する。

### 第6章 会計

第7条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他によってまかなわれる。

第8条 本会の会費は一世帯月額 300 円とする。

第9条 本会の会計は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、総会で承認されなければならない。

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 会費については、次のとおりとする。

1. 会費は8月を除く11ヶ月納入とし、学校諸経費を引き落とし時と同時に引き落とす。
2. 転出入の時は、在籍した月の会費を納めるものとする。
3. 特別の事情のあるものについては、運営委員会の決定により減免することができる。

## 第7章 総会

第13条 総会は、全会員をもって構成する最高の議決機関で、定期総会と臨時総会がある。

1. 定期総会は、年度はじめに開催する。
2. 臨時総会は、運営委員が必要と認めたとき、または全会員の10分の1以上の要請があった場合に開催する。

第14条 総会は、委任状を含め全員の3分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の同意で可決する。

第15条 定期総会においては、次のことを行う。

1. 前年度の活動報告と決算報告の承認、会計監査報告
2. 本年度役員承認、会計監査承認、運営委員の紹介
3. 本年度活動計画案、本年度予算案の審議および承認
4. その他、必要事項

第16条 議事は、開催の7日前までに全会員に通知する。

## 第8章 役員

第17条 本会には、次の役員をおく。

1. 会長1名(P1)、副会長2名(P2)、会計3名(P2/T1)、書記3名(P2/T1) または代表3名(P3)、会計3名(P2/T1)、書記3名(P2/T1)
2. 役員は、本会の他の役員を兼ねることはできない。  
(\*Pは保護者、Tは教職員)

第18条 役員は、総会の承認を経て決定する。

第19条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、限度は3年とする。

第 20 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長または代表 3 名は、本会を代表し会務を統括する。また、運営委員会および役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、不在時はその任務を代行する。
3. 書記は、会務の記録をし、本会の庶務を行う。
4. 会計は、本会の会計を司る。

## 第9章 運営委員会

第 21 条 運営委員会は、役員、各委員会の正副委員長、運営委員会が必要と認めた委員（以下、推進委員という）、および教職員代表によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

第 22 条 運営委員会は、構成人数の原則 4 分の 3 以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。

第 23 条 運営委員会は原則として年数回、その他会長または代表 3 名が必要と認めたとき、または構成員の 4 分の 1 以上の要請があった場合に開催する。

第 24 条 議事内容により運営委員会が必要と認めた場合は、構成員以外の者に出席を求めることができる。

第 25 条 運営委員会は、本会の代表として会員の意見を反映した運営を行う。

第 26 条 運営委員会は、次のことを行う。

1. 各学級・各学年・各委員会で提案されたことの審議と決定
2. 年間活動計画および予算の立案
3. 総会に提案する議案の審議や報告書の作成
4. 必要に応じて、臨時委員会の設置および解散
5. 細則の制定および改廃
6. その他、必要事項

第 27 条 運営委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

## 第10章 各種委員会

第 28 条 次の委員会をおく。

1. 学年委員会  
保護者・子どもたち・学校とのパイプ役として活動します。
2. プロジェクト委員会  
子どものすこやかな成長に寄与できる企画・広報活動をする。

**3. 校外委員会**

学校・地域と協力し、主に子どもの校外生活の安全を確保するために活動する。

**4. 臨時委員会**

本会の活動において、必要があるときは、総会または運営委員会の決定により設置することができる。

**第11章 会計監査**

第 29 条 本会の会計を監査するために、3名の会計監査をおく。

第 30 条 会計監査 3名は、総会の承認を経て決定する。

第 31 条 必要に応じ臨時に会計監査を行うことができる。

第 32 条 会計監査の任期は1年とし、再任されない。

**第12章 細則**

第 33 条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限り、運営委員会の決議を経て制定・改廃することができる。

第 34 条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告する。

**第13章 改正**

第 35 条 この規約は、総会において委任状を含め会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は、総会の7日前までに全会員に通知する。

**附 則**

この規約は	平成 8 年 12 月 17 日より実施
	平成 11 年 5 月 15 日 一部改正
	平成 14 年 12 月 10 日 改正
	平成 24 年 4 月 27 日 一部改正
	平成 27 年 4 月 23 日 一部改正
	平成 30 年 4 月 20 日 一部改正
	令和 4 年 4 月 18 日 一部改正

# 横浜市立桂小学校 PTA 規約

## 細則

### 第 1 章 運営委員候補者

- 第 1 条 1～5 年の各学年より 2～4 名程度、計 13 名の次年度運営委員候補者を、1 月末までに選出する。
- 第 2 条 運営委員候補者の中から、PTA 会長 1 名・副会長 2 名・書記 2 名・会計 2 名、または PTA 代表 3 名・書記 2 名・会計 2 名を互選する。そのほかの運営委員候補者は、学年委員会正副委員長・プロジェクト委員会正副委員長・校外委員会正副委員長・推進委員となる。

### 第 2 章 役員

- 第 3 条 欠員の場合は、運営委員会の話し合いにより対応する。

### 第 3 章 運営委員会

- 第 4 条 推進委員は必要に応じて各学年の運営委員候補者より選出する。
- 第 5 条 欠員の場合は、運営委員会の話し合いにより対応する。

### 第 4 章 各種委員会

- 第 6 条 学年委員会
1. 次年度の 2 年生から 6 年生の各学年 1 名を 1 月末までに選出する。  
選出された次年度学年委員は学年委員会を構成し、学年委員会正副委員長とともに活動する。
  2. 欠員の場合は、学年委員会の話し合いにより対応する。
- 第 7 条 プロジェクト委員会
1. 次年度の 2 年生から 6 年生の各学年 1 名を 1 月末までに選出する。  
選出された次年度プロジェクト委員はプロジェクト委員会を構成し、プロジェクト委員会正副委員長とともに活動する。
  2. 欠員の場合は、プロジェクト委員会の話し合いにより対応する。

## 第 8 条 校外委員会

1. 次年度の 2 年生から 6 年生の各学年 2～3 名、計 11 名を 1 月末までに選出する。選出された次年度校外委員は、校外委員会を構成し、校外委員会正副委員長とともに活動する。
2. 欠員の場合は、校外委員会の話し合いにより対応する。

## 第 5 章 会計監査

第 9 条 会計監査は、全会員から広く募り、本年度運営委員会において次年度会計監査候補 3 名を推薦する。

第 10 条 会計監査は、次年度各委員会に所属することはできない。

第 11 条 欠員の場合は補充する。

## 附 則

この規約は 平成 8 年 12 月 17 日より実施  
平成 11 年 5 月 15 日 一部改正  
平成 14 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 14 年 12 月 10 日 改正  
平成 15 年 4 月 11 日 一部改正  
平成 16 年 12 月 7 日 一部改正  
平成 18 年 11 月 20 日 一部改正  
平成 19 年 4 月 25 日 一部改正  
平成 24 年 4 月 27 日 一部改正  
平成 27 年 12 月 18 日 一部改正  
平成 29 年 7 月 12 日 一部改正  
平成 30 年 4 月 20 日 一部改正  
平成 30 年 10 月 17 日 一部改正  
令和元年 11 月 20 日 一部改正  
令和 2 年 12 月 16 日 一部改正

## 横浜市立桂小学校 PTA 慶弔規定

慶弔については、次のように規定する。

### 1. 弔慰

- ア. 本人（会員、児童） 花輪又は生花と 10,000 円
- イ. 教職員の父母に対して 花輪又は生花と 5,000 円
- ウ. 上記以外については、運営委員会の協議により決定する。

### 2. 見舞（児童と教職員に限る）

- (1) 病気・障害等  
7 日以上の入院 5,000 円
- (2) 災害や上記以外については、運営委員会の協議により決定する。

### 3. 教職員の転退職時の慶祝 記念品

4. 緊急の場合は役員会で協議し決定する。後日、運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

5. 本規定は、運営委員会において過半数の賛成があったとき改正できる。

### 附 則

この規定は平成 8 年 12 月 17 日より実施

平成 14 年 12 月 10 日 改正